

「消費者団体訴訟制度シンポジウム in 大阪」議事概要

日 時 平成18年11月28日(火) 13:00～16:10

場 所 クレオ大阪西「ホール」

プログラム

開会

主催者挨拶 武田 宗高 内閣府審議官

基調講演「消費者団体訴訟制度の基本的考え方」

山本 豊 氏 (京都大学大学院法学研究科教授)

パネルディスカッション「消費者団体訴訟制度の導入にあたって」

【パネリスト】

山本 豊 氏 (京都大学大学院法学研究科教授)

升田 純 氏 (中央大学法科大学院教授)

長野 浩三 氏 (日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長)

齋藤 憲道 氏 (松下電器産業株式会社法務本部理事)

飯田 秀男 氏 (消費者支援機構関西常任理事)

鈴木 敏之 (内閣府国民生活局消費者団体訴訟制度準備室室長)

【コーディネーター】

西木 正 氏 (毎日新聞論説副委員長)

1. 主催者挨拶(武田 宗高 内閣府審議官)

冒頭、内閣府を代表し、武田宗高内閣府審議官から挨拶があった。

2. 基調講演(山本 豊 京都大学大学院法学研究科教授)

「消費者団体訴訟制度の基本的考え方」と題して、山本豊氏(京都大学大学院法学研究科教授)から基調講演がなされた。

3. パネルディスカッション

各パネリストが、それぞれの立場から、本制度についてコメントをした後に、コーディネーターを中心に以下のような点を中心に議論がなされた。

(広告表示に関する差止請求について)

・消費者契約法第4条の勧誘には広告・表示が入らないというのが通常理解であるが、広告・表示の分野では虚偽広告、不当表示など多くの問題があり、景品表

示法の規律する広告・表示の分野に団体訴訟制度を導入する意義は大きい。ただし、行政の執行権限との調整の問題が軽視できない論点である。(山本氏)

- ・消費者契約法第4条の勧誘には広告も含まれると解すべきであり、そのように考えればテレビCMで不実告知等があれば差止めの対象となる。(長野氏)

(金銭的救済について)

- ・不当利得吐き出しについては、ドイツでは限定的に民間団体に認める方向で踏み出し、アメリカでは行政が行っている。日本では、行政が一定範囲について行っているが、民間と行政のどちらが行うのか、両者をどうコーディネートするかが問題になる。民間が担うというためには、今回の差止請求の場面において、まず確固たる実績を示すことが非常に重要である。(山本氏)
- ・差止制度で一定の信頼を得た上で、金銭的救済についても適格消費者団体が消費者の個別の委任なくして損害賠償を求める、アメリカのクラス・アクション型の消費者団体訴訟制度を導入すべきである。それにより、事業者の不当利益の吐き出しと個別の被害者への救済を一度に行うことが可能になる。(長野氏)
- ・金銭的救済は非常に大きなテーマであり、制度として近いうちに導入すべきである。(飯田氏)
- ・アメリカ型のクラス・アクションは、被害の範囲の認定、賠償額の配分など多くの問題を抱えており、日本の法制度にはなじまないと考える。(齋藤氏)

(商品のカタログや取扱説明書における説明責任について)

- ・現在の消費者契約法は抽象的な規定が設けられていて解釈が難しいところがあるが、説明責任が不十分な場合に、差止請求の対象になる可能性は十分あると考えられる。差止請求の対象について、民事執行法で広く間接強制が認められているので、従来とくらべると、相当程度抽象的な内容の差止請求も可能ではないかと考える。(升田氏)

(適格消費者団体に対する監視・監督について)

- ・適格消費者団体に関する監督規定について、企業恐喝等の差止請求権の濫用は別の方法で毅然と対応するべきことで、適格消費者団体にことさら厳しい規制を課すべきではない。(長野氏)
- ・適格消費者団体として市民権を得ていくには、これからの活動にかかっている。過度の規制については、今後の活動の中で見直されることが必要である。(飯田氏)
- ・今までにない特別な権限を創設して、一定の要件を満たす特定の団体に付与するの

であるから、厳格に運用されるべきである。適切な情報開示により、運用の状況をオープンにして、事業者や団体などが確認する必要がある。そうすることでお互いに牽制が働き、よりよい消費生活が営まれることになる。(齋藤氏)

(消費者(原告)敗訴の場合の他の消費者への既判力拡張について)

- ・クラス・アクションの場合、そのクラスから抜けなければ、訴訟の勝ち負けはそのまま消費者の勝ち負けに直結するが、日本の消費者団体訴訟制度は、消費者には一切判決効は及ばず、団体が負けても、消費者の主張が左右されることはない。(山本氏)

以上